

特別養護老人ホーム青山荘

短期入所生活介護利用契約書

目 次

第一章 総則

- 第1条 契約の目的
- 第2条 適用期間
- 第3条 施設サービス計画の決定・変更
- 第4条 短期入所生活介護保険の基準サービス
- 第5条 短期入所生活介護保険の基準外のサービス

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第6条 サービス利用料金の支払い
- 第7条 利用料金の変更

第三章 事業者の義務等

- 第8条 事業者及びサービス従事者の義務
- 第9条 身体拘束その他の行動制限
- 第10条 守秘義務等
- 第11条 個人情報の保護等

第四章 利用者の義務

- 第12条 利用者の施設利用上の注意義務等

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第13条 損害賠償責任
- 第14条 損害賠償がなされない場合
- 第15条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

第六章 契約の終了

- 第16条 契約の終了事由
- 第17条 利用者からの中途解約等
- 第18条 利用者からの契約解除
- 第19条 事業者からの契約解除
- 第20条 精算

第七章 その他

- 第21条 苦情処理
- 第22条 利用者代理人
- 第23条 協議事項

（以下「利用者」という。）と社会福祉法人幸伸会 特別養護老人ホーム青山荘（以下「事業者」という。）は、利用者が使用し生活する居室及び共有施設等と、事業者から提供される短期入所生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、別紙重要事項説明書の説明もふまえ次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持に必要な居室及び共有施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容（ケアプランを含む。以下「施設サービス計画」という。）は別紙『サービス利用書』に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（適用期間）

- 第2条 本契約は、利用者が短期入所生活介護利用契約書を事業者に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人等に変更が生じた場合は、新たに契約を得ることとします。利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行われないう限り、初回利用時の契約書提出をもって、継続できるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 短期入所生活介護計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及び身元引受人等に対して説明を行い、文書により同意を得ます。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間において6か月に1回、もしくは利用者及び身元引受人等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを確認し、その結果、施設サービス計画の変更の必要がある場合と認められた場合には、利用者及び身元引受人等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者及び身元引受人等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(短期入所生活介護保険の基準サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を提供するものとします。

(短期入所生活介護保険の基準外サービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 利用者が選定する特別な食事の提供
 - 二 利用者に対する理美容サービス
 - 三 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者及び身元引受人等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

- 第6条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額)を事業者を支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- 3 第5条に定めるサービスについては、利用者は、サービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代、教養娯楽費を除く)を事業者を支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は実費発生時に計算し、利用者はこれを事業者が指定する方法で支払うものとします。

(利用料金の変更)

- 第7条 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前項に定めるサービス利用料金の変更がある場合、事業者は利用者及び身元引受人

等に対し、書面で説明を行い、同意を得るものとします。

- 3 利用者及び身元引受人等は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、利用者の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 4 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人等に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

- 5 事業者は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関等での診療を依頼することがあります。(緊急時の対応)

一 事業者は利用者に対し、当事業所における短期入所生活介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の医療機関を紹介します。

二 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身状態が急変した場合、事業者は利用者及び身元引受人等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(身体拘束その他の行動制限)

第9条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、利用者及び身元引受人等に対して、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。

- 3 事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第8条第4項の介護福祉施設サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

- 二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要
- 三 前項に基づく利用者及び身元引受人等に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要

(守秘義務等)

第 10 条 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者及び身元引受人等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に洩らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及び身元引受人等から、予め同意を得た上で行うものとします。

- 一 利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報の提供
- 二 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 三 利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業者その他の介護支援事業者等へ提供します。

(個人情報の保護等)

第 11 条 事業者は、利用者及び身元引受人等の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

- 2 また、個人情報の取り扱いに関する利用者及び身元引受人等からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

第四章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第 12 条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な処遇をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者の尊厳やプライバシー等の保護については、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、事業者の有する施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

第 13 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財物に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要になった場合には、その費用は利用者及び身元引受人等が負担します。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 事業者は、本契約の有効期間中、天災・災害・施設、設備等の故障やその他やむを得ない理由等その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第 16 条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一 利用者が死亡した場合

- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約)

第 17 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者及び身元引受人等は契約終了を希望する日の前日までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者が前項の通知を行わずに居室から退去した場合には、利用者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第 18 条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条、第 11 条に定める守秘義務、個人情報保護等に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を契約しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 19 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず 10 日以上これが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことな

どによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精 算)

第 20 条 契約期間中に契約が終了した場合、サービス未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は利用者に相当額を返還します。

第七章 その他

(苦情処理)

第 21 条 利用者及び身元引受人等は、事業者の提供する短期入所生活介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出る事ができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「御意見箱」に投函し、もしくは、苦情解決相談に関する第三者委員に直接申し出ることができます。

(利用代理人)

第 22 条 利用者は代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選定に際して必要がある場合には、当施設は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(協議事項)

第 23 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記のとおり、青山荘短期入所生活介護事業所を利用するにあたり、短期入所生活介護利用契約を締結し、その証として本契約書2通を作成して、利用者・契約者と事業者は、記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ ⑩

契約者住所 _____

契約者氏名 _____ ⑩

事業者住所 鹿児島県肝属郡錦江町城元3724-1

事業者氏名 社会福祉法人幸伸会 特別養護老人ホーム青山荘
理事長 石踊紳一郎

個人情報提供同意書

私及び家族と、貴法人との間の介護保険法に基づく介護サービス契約書の守秘義務に関し、貴法人が、介護に関する個人情報をサービス担当者会議等において、契約の有効期間中用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家 族 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

サービス事業者

所在地 鹿児島県肝属郡錦江町城元3724番地1
名 称 社会福祉法人 幸伸会
理事長 石踊紳一郎

サービス事業所

名 称	特別養護老人ホーム青山荘
名 称	青山荘指定居宅介護支援事業所
名 称	グループホーム青山荘
名 称	グループホームとも
名 称	デイサービスセンターとも
名 称	有料老人ホームとも
名 称	デイサービスセンター木楽
名 称	居宅介護支援センター木楽
名 称	有料老人ホーム木楽
名 称	デイサービスセンターまつさき
名 称	デイサービスセンターひなたぼっこ
名 称	有料老人ホームひなたぼっこ

**特別養護老人ホーム青山荘における
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に感染した場合の事前説明 同意書**

特別養護老人ホーム青山荘
施設長 石踊 紳一郎

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、指定感染症に指定されており、陽性が確認された場合には原則入院措置がとられます。鹿児島県においても陽性者は入院とされていますが、これまで全国で起きた介護施設での集団発生の状況をみると、感染した高齢者の数や移動のリスク、また地域における感染者用の医療ベッド数に限りがあり医療崩壊を防止するなどの様々な観点から入院が困難な事例が報告されています。

今後、第二波、第三波も予測される中で、私共も防止に万全を尽くしますが鹿児島県内でコロナウイルス感染症が発生し、介護施設等で感染が拡大した場合に入院が困難なことが予測されます。万が一、当施設での感染が確認され利用者の入院が困難な場合を想定した事前説明を下記の通りお示しいたします。

利用者が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に感染した場合の事前説明項目

1. 嘱託医、協力医療機関またはかかりつけ医などを通じて、保健所及び関係機関の指示を仰ぎます。
2. 指示により、入院等の手続きを図ります。
3. 状況によりますが、入院が困難である可能性も想定されます。
（入院された場合は、以下4項から7項までは適用されません。）
4. 入院できなかった場合は、当施設での隔離対応をさせていただきます。
5. 陽性が続く場合及び他に陽性者がいる期間は、緊急時や看取り期においても面会はできません。（面会禁止及び再開はすみやかにご連絡いたします。）
6. 状態報告についてはできる限りオンライン等の手段を活用しながら努めて参ります。
7. 医療と連携を図り、施設内でできる限りの支援を行います。介護施設の性質上、望まれる医療が十分に受けられない可能性があります。
8. 万が一、ご逝去された場合でも指定感染症につき対面できませんのでご了承ください。

私は、本書面に基づいて事業者から事前説明を受け、理解し同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ ㊞

身元引受人
(契約者) 氏名 _____ (続柄 _____) ㊞

写真等利用に関する説明書

個人情報の管理やプライバシーの保護は、非常に大切な問題です。

当法人では、利用者の個人情報の管理やプライバシー保護に留意し、慎重に取扱っております。その為、以下の説明をお読みいただき、写真等の利用に際し、利用目的をご理解いただいた上で同意をお願い致しております。

【 説 明 】

社会福祉法人幸伸会における催し物等での写真撮影で写っている画像をご利用させていただきたく、ご説明申し上げます。

広報誌での利用

幸伸会が発行する広報誌や施設紹介等のパンフレットに、利用者の写真等を利用させていただきます。

令和 年 月 日

どちらかに○を記入

承諾する

承諾しない

利用者名 _____ 印

身元引受人住所 _____

身元引受人 _____ 印

続柄 _____

青山荘入居者のご家族連絡表

入居者氏名 []

身元引受人		氏名：		(続柄：)	
住 所		〒			
電話番号		() - () - ()			
携帯電話		() - () - ()			
緊急連絡できるご家族①		氏名：		(続柄：)	
住 所		〒			
電話番号		() - () - ()			
携帯電話		() - () - ()			
緊急連絡できるご家族②		氏名：		(続柄：)	
住 所		〒			
電話番号		() - () - ()			
携帯電話		() - () - ()			

主治医		病院名：		主治医名：	
TEL：() - () - ()		FAX：() - () - ()			
歯科医	病院名：		歯科医名：		
TEL：() - () - ()		FAX：() - () - ()			

利用者の生活調書

令和 年 月 日

利用者 _____

記入者 _____ 続柄 ()

※利用者の生活援助の参考にしたいと思いますので、わかる範囲で記入をお願いします。

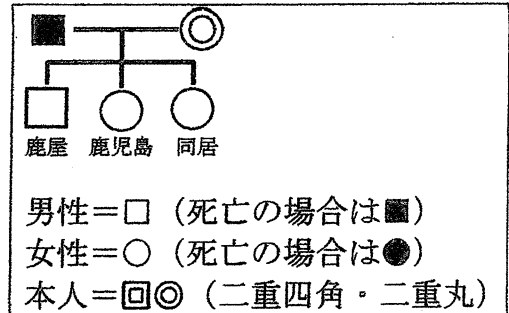
1. 利用者ご本人は、どこで生まれ、どのような環境で育ちましたか？

- ・ 生まれた所・・・ _____
- ・ 兄弟（姉妹）は・・・ _____人兄弟（姉妹）の _____（男女）
- ・ 最終学歴は・・・ _____

2. 結婚は何歳の時にされ、どこに住んでいましたか？

- ・ _____歳で結婚して _____に住んでいた。
- ・ 子供は男 _____人 女 _____人
- ・ 家族図をご記入ください。

記入例



3. 仕事は何をされていましたか？

- ・ 利用者 _____
- ・ 配偶者 _____

4. どのような家庭生活を送られていましたか？

- ・ 起床時間 _____時頃
- ・ 食事の時間 朝 _____時頃 昼 _____時頃 夕 _____時頃
- ・ 入浴の時間 _____時頃
- ・ 就寝時間 _____時頃
- ・ 好きな食べ物 _____
- ・ 嫌いな食べ物 _____
- ・ アレルギー（食べ物やお薬） ない・ある ()

以下の質問で当てはまる項目にチェックをお願いします。当てはまる項目がありましたら、備考欄に具体的な内容をご記入ください。

①1日の日課

- ☐ 夜遅くまで起きていた
- ☐ 日中、規則的に昼寝をしていた（1時間以上）
- ☐ 1週間に1日以上は外出していた
- ☐ 趣味・読書、決められた日々の日課で忙しくしていた
- ☐ ほとんどの時間を1人、あるいはテレビを見て過ごしていた
- ☐ 屋内は自立して移動していた（補助具の使用を含む）
- ☐ 少なくとも1日1回は喫煙していた

備考：

②食事の習慣

- ☐ 特別な食生活
- ☐ ほぼ毎日、間食していた
- ☐ 定期的に飲酒や喫煙をしていた

備考：

③日常生活の行動様式

- ☐ ほとんどお1日中、寝間着のままでいた
- ☐ ほとんど毎晩、トイレに起きていた
- ☐ 排便が不規則であった
- ☐ 入浴は、シャワーを好んだ
- ☐ 晩に入浴することを好んだ

備考：

④関わり合い方

- ☐ 親族や親しい友人と毎日接触があった
- ☐ よくお寺や神社に参拝、あるいは協会の礼拝に行っていた
- ☐ 信仰をよりどころにしていた
- ☐ 毎日動物を相手にしていた、一緒にいた
- ☐ グループ活動をしていた

備考：

5. 配偶者はご健在ですか？

・ _____ ※いいえと答えられた方のみ下記の質問にお答え下さい。

何歳の時にお一人になられましたか？また、お一人になってからどのように生活をされていましたか？

6. ご家族と同居されていた場合、どのような役割をされていたか？

7. ご家族から見て、どのような性格でしょうか？また、性格に変化があればいつ頃、どのように変化しましたか？

8. 趣味や特技、信仰している宗教はありましたか？

・ 趣味 _____ ・ 特技 _____ ・ 宗教 _____

9. お金の管理はいかがでしたか？

・ _____ 歳くらいまで管理していた。

10. 入所までの経緯、入所のきっかけ、その経過をご記入下さい。

※例えば、いつごろまで自宅で生活をされ、病院や施設の入院・入所歴もあればご記入ください。

11. 今までの様子、今の様子をみてどう思われますか？また、これからどのような生活を送ってほしいと思われますか？

12. 入所後の生活についてお答えください。

・散髪（染髪）はどうされますか？

☐ 訪問カットを利用する ☐ 外部の理美容店を利用する

・歯科医の利用はどうされますか？

☐ 協力歯科医院（安楽歯科医院、往診可） ☐ その他（ ）

13. 夜間の連絡体制について

・軽微な怪我や体調不良などがあった場合

☐ 時間に関わらず連絡してほしい ☐ 翌朝以降の連絡で構わない

※救急搬送等が必要な重篤な場合は、時間に関係なく連絡させていただきます。

短期利用 利用期間書

ご利用者_____様と特別養護老人ホーム青山荘と締結した
「短期入所生活介護 利用契約書」及び援助計画書に基づき以下の期間を利用できるものとする。

	利用期間	泊 日	ご利用者等 確認サイン	ホーム 確認サイン
1	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
2	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
3	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
4	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
5	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
6	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
7	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
8	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
9	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		
10	年 月 日 ~ 年 月 日	泊 日		

本契約締結日_____年_____月_____日

ご利用者氏名_____様

代理人氏名_____様

青山荘 ショートステイ料金一覧

令和6年8月現在

単位：円

	区 分	要支援1	要支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
単 位	併設短期生活介護Ⅱ (多床室)	451	561	603	672	745	815	884
	併設短期生活介護Ⅰ (個室)	451	561	603	672	745	815	884
	サービス提供体制 強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18
	夜勤職員配置加算Ⅲ			15	15	15	15	15
	機能訓練指導体制加算			12	12	12	12	12

	基準費用額(円)	多床室	個室	食費
個 室 料 ・ 食 費	第1段階(生活保護)	0	380	300
	第2段階(低所得)	430	480	600
	第3段階① (年金収入80万円超～120万円以下)	430	880	1,000
	第3段階② (年金収入等120万円超)	430	880	1,300
	標 準	915	1,231	1,445

1日当たりの利用料金

	区 分	要支援1	要支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
第1 段階	併設短期生活介護Ⅱ (多床室)	769	879	948	1,017	1,090	1,160	1,229
	併設短期生活介護Ⅰ (個室)	1,149	1,259	1,328	1,397	1,470	1,540	1,609
第2 段階	併設短期生活介護Ⅱ (多床室)	1,499	1,609	1,678	1,747	1,820	1,890	1,959
	併設短期生活介護Ⅰ (個室)	1,549	1,659	1,728	1,797	1,870	1,940	2,009
第3 段階 ①	併設短期生活介護Ⅱ (多床室)	1,899	2,009	2,078	2,147	2,220	2,290	2,359
	併設短期生活介護Ⅰ (個室)	2,349	2,459	2,528	2,597	2,670	2,740	2,809
第3 段階 ②	併設短期生活介護Ⅱ (多床室)	2,199	2,309	2,378	2,447	2,520	2,590	2,659
	併設短期生活介護Ⅰ (個室)	2,649	2,759	2,828	2,897	2,970	3,040	3,109
標 準	併設短期生活介護Ⅱ (多床室)	2,829	2,939	3,008	3,077	3,150	3,220	3,289
	併設短期生活介護Ⅰ (個室)	3,145	3,255	3,324	3,393	3,466	3,536	3,605

※令和6年6月より4段階の介護職員処遇改善加算として一本化されます。介護職員処遇改善加算Ⅰが所定単位数に14.0%、Ⅱが13.6%、Ⅲが11.3%、Ⅳが9.0%乗じた額が自己負担に加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算として、所定単位数に2.7%を乗じた額が自己負担に加算されます。

(令和6年6月より4段階の介護職員処遇改善加算として一本化されます)

※生産性向上推進体制加算(Ⅰ)は見守り機器等のテクノロジーを複数導入した場合かつ見守り機器を全ての居室に導入した場合、ICT機器を職員全てに導入した場合に加算されます。その場合生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は重複して加算されません。

